

議員提出議案第八号 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改 正 案	現 行
第一条 (略)	第一条 (略)
第二条 (略)	第二条 (略)
第三条 (略)	第三条 (略)
第四条 (略)	第四条 (略)
第五条 (略)	第五条 (略)
第六条 (略)	第六条 (略)
(費用弁償)	(費用弁償)
第七条 議員（議長・副議長・委員長及び副委員長を含む。）が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。	第七条 議員（議長・副議長・委員長及び副委員長を含む。 <u>以下本条において同じ。</u> ）が <u>招集に応じ若しくは委員会に出席したとき又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</u>
2 削除する。	2 <u>前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として三千円を支給する。ただし、公用車を利用して旅行したときの日額旅費は、千円とする。</u>
2 <u>前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料とし、その額は副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、区長相当額とする。</u>	3 <u>前項に定めるもののほか議員が公務のため旅行したときに支給する第一項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料とし、その額は副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、区長相当額とする。</u>
3 <u>旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号）に基づく職員の旅費の支給方法に準ずる。</u>	4 <u>旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号）に基づく職員の旅費の支給方法に準ずる。</u>
第八条 (略)	第八条 (略)
第九条 (略)	第九条 (略)
第十条 (略)	第十条 (略)
第十一条 (略)	第十一条 (略)
付 則	
<u>この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。</u>	